

根拠法令
医療法第109条
 医療機関勤務環境評価センターは、評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。
医療法第111条第1項
 都道府県知事は、厚生労働省令に定めるところにより、第109条の※規定により通知された評価の結果を公表しなければならない。
医療法施行規則第66条
 都道府県知事は法第111条第1項の規定により、法第109条※の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね1年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない

【1】公表方法 : 大阪府ホームページ 働き方改革専用ページに掲載

【2】掲載予定日 : 令和6年4月1日(月)

指定の効力が発生する令和6年4月1日に、評価結果要旨を公表する

【3】公表内容 : 医療機関ごとに、指定の種類、指定事由、指定年月日、医療機関勤務環境評価センターの全体評価を公表する

医療機関勤務環境評価センターの全体評価 : 評価項目の達成度に応じて、以下の4種の定型コメントで表現される。

- 評価1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 評価2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない
- 評価3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 評価4-1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

(評価4-2. 労働基準関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある)



〈公表イメージ〉

医療機関名 (所在地)	指定の種類				指定事由				指定年月日	指定有効期間	医療機関勤務環境評価センターの 評価結果の要旨
	B	連携B	C-1	C-2	B	連携B	C-1	C-2			
D病院 (所在地)	●	●			救急医療	医師派遣			令和5年〇月〇日 令和6年〇月〇日	令和6年〇月〇日 から3年間	評価1
E病院 (所在地)			●				臨床研修・専門研修		令和6年〇月〇日	令和6年〇月〇日 から3年間	評価3

※医療機関の掲載の順番は、二次医療圏の「豊能、三島、北河内、中河内、南河内、堺市、泉州、大阪市」の順番で、指定日順に掲載